

# (仮称) 宮城県がん対策推進条例 骨子案

## 1 前文

本県におけるがん対策の推進の必要性について明示する。

具体的な内容については、条文案の作成段階において検討する。

## I 総則に関する事項

## 2 目的

この条例は、がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係者の役割等を明らかにするとともに、本県の特性に応じたがん対策の基本となる事項を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進することにより、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項の規定により知事が策定する宮城県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実効性を確保し、もって、がんの予防、早期発見、良質な医療が適切に提供される体制を確立し、県民一人ひとりががんについての理解を深め、がんになり患しても健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 3 定義

具体的な内容については、条文案の作成段階において検討する。

## 4 基本理念

がん対策の推進は、国、県、市町村、県民、保健医療福祉関係者、がん患者団体（がん患者及びその家族等（以下「がん患者等」という。）で構成される団体その他のがん患者等の支援を目的とする団体をいう。以下同じ。）、医療保険者、教育関係者及び事業者の適切な役割分担による協働の下に、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

### (1) 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

### (2) 患者本位で持続可能ながん医療の提供

### (3) がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

具体的な内容については、条文案の作成段階において検討する。

## 5 関係者の責務等

### (1) 県の責務

- ・基本理念にのっとり、本県の特성에応じたがん対策に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・がん対策の実施に当たっては、がんに関する県民の意識を高め、その理解と関心を深めるため、がん対策に関する適切な情報を提供するとともに、県民及び関係者と一体となった取組を推進しなければならない。

### (2) 市町村の役割

- ・基本理念にのっとり、住民のがんの予防行動を推進するため、適切な精度管理の下でがん検診を行うよう努めるとともに、生活習慣の改善やがん検診の受診促進に向けた普及啓発、受診勧奨等により、受診率の向上に努める。
- ・希望するがん患者が地域で安心して療養できるよう、関係機関との連携の推進に努める。
- ・国及び県が実施する施策に協力するよう努める。

### (3) 県民の役割

- ・基本理念にのっとり、喫煙、過剰飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、病状に応じた治療等、主体的かつ積極的な行動に努める。
- ・国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

### (4) 保健医療福祉関係者の役割

- ・基本理念にのっとり、がんの予防に寄与するとともに、がん患者等（がん患者及びその家族等をいう。以下同じ。）の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療、福祉サービス及びがんに関する情報を提供するよう努める。
- ・国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

### (5) 医療保険者の役割

- ・基本理念にのっとり、国、県及び市町村が実施するがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発等の施策に協力するよう努める。

### (6) 教育関係者の役割

- ・基本理念にのっとり、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けられるよう、適切ながん教育の推進に努める。
- ・国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

### (7) 事業者の役割

- ・基本理念にのっとり、従業員に対するがんの予防に関する啓発及びがん検診の受診勧奨に努めるとともに、従業員やその家族等ががんになり患した場合における雇用の継続、就労環境の整備等に配慮するよう努める。
- ・国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

## Ⅱ 施策に関する事項

### 6 基本的施策等

#### (1) がんの予防の推進

- ・ 県は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずる。
- ・ 県は、喫煙率の低下及び受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。）の防止のために必要な施策を講ずる。

#### (2) がんの早期発見の推進

- ・ 県は、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講ずる。
  - ①がん検診を受診しやすい環境整備、がんの予防への意識向上に資する知識の普及啓発その他の市町村及び職域において実施されるがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策
  - ②がん検診の精度管理（がん検診に係る事業評価並びに市町村及び検診実施機関に対する指導及び助言をいう。）の推進その他の市町村及び職域において実施されるがん検診の質の向上を図るために必要な施策

#### (3) がん医療の提供体制等の整備

- ・ 県は、医療機関等と連携し、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる体制の整備を進め、医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の整備その他の必要な施策を講ずる。

#### (4) がん患者等の状況及びがんの特性に応じたがん対策

- ・ 県は、小児又はAYA世代（おおむね十五歳以上四十歳未満の者をいう。）において発症するがんの患者、性別による特有のがんの患者、高齢のがんの患者、希少がん、難治性がんその他のがんの患者等が、がん患者等の状況及びがんの特性に応じ、適切ながん医療及び福祉、教育、就労その他の必要な支援を受けることができるよう必要な施策を講ずる。

#### (5) 相談支援及び情報提供

- ・ 県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等からのがんに関する相談支援及び情報提供が適切に行われるよう、次に掲げる施策を講ずる。
  - ①がん患者等に対する相談支援体制及び情報提供体制の整備の促進
  - ②がん患者等及びがん経験者によるがん患者等に対する支援活動の促進
  - ③がん患者等に対する相談支援に携わる人材の育成
  - ④県民（がん患者等を含む。）に対するがんに関する情報提供の推進
  - ⑤①から④に掲げるもののほか、がん患者等に対する相談支援及び情報提供の充実を図るために必要な施策

## **(6) 緩和ケアの推進**

- ・県は、医療機関等と連携し、がん患者ががんと診断された時からその病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、次に掲げる施策を講ずる。

- ①がん患者等の病状、居住する地域等にかかわらず、適切な緩和ケアを受けることができる体制の整備の促進
- ②緩和ケアに関する知識及び技能を有する医療従事者の育成
- ③①、②に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

## **(7) がん患者等が抱える社会的な問題への対策**

- ・県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等の療養生活の質を向上させ、身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、がん治療を受けながら社会生活及び日常生活を営むことができるよう、がん患者等に対する相談支援及び情報提供、がんに対する正しい知識の普及とがん患者等への理解に対する普及啓発その他の必要な施策を講ずる。

## **(8) がん研究の推進等**

- ・県は、研究機関、医療機関、企業等との協働の下、がん医療に係る医薬品、医療機器、医療技術等の研究、研究成果の普及及び活用等が円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

## **(9) 医療従事者の育成・確保の支援**

- ・県は、がん医療に携わる専門性の高い人材及び地域のがん医療、緩和ケア等を担う人材の育成並びに確保を支援するために必要な施策を講ずる。

## **(10) がん教育、がんに関する知識の普及啓発**

- ・県は、県民が、がんに関する正しい知識及びがん患者等に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがん教育の推進のために必要な施策を講ずる。

## **(11) がん登録の利活用の推進**

- ・県は、がん検診の受診勧奨及び精度管理、がん医療の向上等が図られるよう、がん登録（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二条第二項に規定するがん登録をいう。以下同じ。）の利活用の推進のために必要な施策を講ずる。
- ・県は、がん登録の利活用に当たっては、がん患者の個人情報保護について適正な配慮がなされるよう必要な措置を講ずる。

## **(12) 県民のがん対策への参画**

- ・県は、関係者と連携し、県民（がん患者等を含む。）が一体となってがん対策を推進するために必要な施策を講ずる。

### Ⅲ 体制整備等に関する事項

#### 7 推進体制の整備

##### (1) 宮城県がん対策推進計画

- ・知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- ・知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、宮城県がん対策推進協議会（がん対策推進協議会条例（平成十九年宮城県条例第三十六号）第一条に規定する宮城県がん対策推進協議会をいう。）の意見を聴かななければならない。
- ・知事は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ・知事は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表しなければならない。

##### (2) 財政上の措置

- ・県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。